

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>届出がなされているものについては、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、<u>ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費</u>又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費を算定するものとする。</p> <p>(6) ユニットにおける職員に係る減算について <u>7の(7)</u>を準用する。</p> <p>(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について <u>7の(10)</u>を準用する。</p> <p>(8) 若年性認知症利用者受入加算について <u>7の(11)</u>を準用する。</p> <p>(9) 療養食加算について <u>7の(12)</u>を準用する。</p> <p>(10) <u>認知症専門ケア加算</u>について <u>7の(13)①から④</u>を準用する。</p> <p>(11) <u>サービス提供体制強化加算</u>について ① <u>2(7)④から⑥</u>まで並びに<u>3(22)②及び③</u>を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。 ② (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p><u>9 介護予防特定施設入居者生活介護費</u></p> <p>(1) 他の介護予防サービスの利用について ① (略) ② 当該事業者が、入居者に対して提供すべき介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該介護予防特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師</u>、<u>はり師</u>又は<u>きゅう師</u>（はり師及びきゅう師については、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>、<u>言語聴覚士</u>、<u>看護職員</u>、<u>柔道整復師</u>又は<u>あん摩マッサージ指圧師</u>の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）をいう。以下9において同じ。）に委託している場合等。）には、当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより、その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。</p>	<p>届出がなされているものについては、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費を算定するものとする。</p> <p>(6) ユニットにおける職員に係る減算について <u>8の(5)</u>を準用する。</p> <p>(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について <u>8の(8)</u>を準用する。</p> <p>(8) 若年性認知症利用者受入加算について <u>8の(9)</u>を準用する。</p> <p>(9) 療養食加算について <u>8の(10)</u>を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(10) <u>サービス提供体制強化加算</u>について ① <u>3(7)④から⑥</u>まで並びに<u>4(21)②及び③</u>を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。 ② (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>10 介護予防特定施設入居者生活介護費</u></p> <p>(1) 他の介護予防サービスの利用について ① (略) ② 当該事業者が、入居者に対して提供すべき介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該介護予防特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は<u>あん摩マッサージ指圧師</u>をいう。以下10において同じ。）に委託している場合等。）には、当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより、その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>身体拘束廃止未実施減算について</u> <u>身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護予防サービス基準第 239 条第 2 項の記録（同条第 1 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 6 項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。</u></p> <p>(4) <u>生活機能向上連携加算について</u> <u>7 の (6) を準用する。</u></p> <p>(5) <u>個別機能訓練加算について</u> ① <u>個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。</u> ② <u>個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を 1 名以上配置して行うものであること。</u> ③ <u>個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、介護予防特定施設入居者生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</u> ④・⑤ (略)</p> <p>(6) <u>若年性認知症入居者受入加算について</u> <u>7 の(11)を準用する。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>口腔衛生管理体制加算について</u> ① <u>「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項</u></p>	<p>(2) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>個別機能訓練加算について</u> ① <u>個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。</u> ② <u>個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置して行うものであること。</u> ③ <u>個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、介護予防特定施設入居者生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</u> ④・⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略) (新設)</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。</u></p> <p>② 「<u>利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画</u>」には、以下の事項を記載すること。</p> <p>イ <u>当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題</u></p> <p>ロ <u>当該事業所における目標</u></p> <p>ハ <u>具体的方策</u></p> <p>ニ <u>留意事項</u></p> <p>ホ <u>当該事業所と歯科医療機関との連携の状況</u></p> <p>ヘ <u>歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）</u></p> <p>ト <u>その他必要と思われる事項</u></p> <p>③ <u>医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</u></p> <p>(9) <u>栄養スクリーニング加算について</u></p> <p>① <u>栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</u></p> <p>② <u>栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。</u></p> <p>イ <u>BMI が 18.5 未満である者</u></p> <p>ロ <u>1～6 月間で 3% 以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No. 11 の項目が「1」に該当する者</u></p> <p>ハ <u>血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者</u></p> <p>ニ <u>食事摂取量が不良（75%以下）である者</u></p> <p>③ <u>栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業者が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</u></p> <p>④ <u>栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>サービス提供体制強化加算について</u></p> <p>① <u>2の(7)④から⑥まで並びに3の(22)②及び③を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>サービス提供体制強化加算について</u></p> <p>① <u>3の(7)④から⑥まで並びに4の(21)②及び③を準用する。</u></p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
② (略)	② (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>11・12</u> (略)	<u>11・12</u> (略)